

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日（木）午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（3人）

事務局長補佐	浅野 博之
主 査	大久保慎太郎
	土田 直希

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

#### 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

## 7. 会議の概要

### 1. 事務局（浅野補佐）

皆様、お疲れ様です。開会に先立ちまして事務局よりご報告させていただきま  
す。本日、事務局長が議会に出席のため、欠席となります。

代わって私、浅野の方で進行させていただきます、よろしくお願いいたします。

それでは定刻となりました、ただいまから令和2年9月定例総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナー  
モードにさせていただきますようお願い致します。

早速、定例総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長  
挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

### 1. 議長（齊藤会長）

大変お忙しい中、9月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。

皆様方には稲刈りの最中で、大変忙しい時期と思えます。天気の方も晴れの日が続けば  
作業効率も上がるのではないかと思います、なかなかそうした天候にならず、皆様も  
大変苦勞しておられるのが現実だと思えます。

今年度の作況指数は7月段階の調査ですが、やや不良と全国的に判定されております。  
一方で米価の方は去年より数百円下げというのが全体的な状況だと思えます。本来です  
と生産量が作況よりも低ければ、米価の方は維持できたと思えますが、現実には下がっ  
ているといった状況にあります。今後とも米の需給バランスを更に改善していかないと、  
我々農家の収入が維持できなくなると心配しているところでございます。

さて、今日の総会の議題は協議事項6件、報告事項3件となっております。議案は多  
くなっていますが、それぞれの議案の案件は少なくなっていますので、コロナ対策の意味  
合いも含めまして、スムーズに短時間で終わらせていきたいと思えますので、皆様方  
のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 1. 事務局（浅野補佐）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

まず、最初に議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。1番海老原委員、2番萱橋委員の2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。資料の1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は排水路改修工事のための仮設搬入路及び資材置場として使用するための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は2,537㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1,057㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は953㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は1,988㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は2,003㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は857㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は341㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は101㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は619㎡、■■■■字■■■■■■■■■■

番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は9 1 2 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は6 3 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は2 2 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は8 9 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は3 5 1 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は3 5 7 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は4 0 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は5 5 8 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は4 7 3 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は3 4 5 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は2 1 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は2 7 m<sup>2</sup>、字下番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は1 6 2 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は7 5 8 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は5 6 9 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は6 8 0 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は5 5 4 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は1, 5 3 0 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は1 0 0 m<sup>2</sup>、字番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は4 8 0 m<sup>2</sup>、合計2 9筆1 8, 5 4 7 m<sup>2</sup>でございます。令和4年3月31日までの一時転用となっております。説明は以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。2番萱橋委員よりお願いします。

### 1. 萱橋委員

はい、9月3日午後1時30分より、書類審査、現地調査の確認を行いました。メンバーは、齊藤会長、中山職務代理、菊地委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。

受付番号1番、申請内容は狸穴及び大和田地区にある大型太陽光発電システムより発生する大量の雨水を処理するため、既存の排水路に三面フリューム及び集水柵を設置する工事を行う計画があり、そのための仮設搬入路及び資材置場として使用する一時転用許可申請です。場所の詳細は2ページの地図をご覧ください。地図中央に狸穴大和田地

区の大型太陽光発電設備があり、最上部の狸穴地区排水路が申請地となります。申請地の農地区分は、農振農用地区域内農地と判断いたします。

資金計画は、自己資金で賄い、関係他法令との調整もされており、令和4年3月31日までの一時転用となっております。

農振農用地区域内農地の許可基準に該当すると判断しました。

以上、ご報告して各委員のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも畑、面積は63㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも田、面積は102㎡、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも田、面積は3、

579㎡、合計2筆3,681㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。9番矢口委員より報告をお願いします。

#### 1. 矢口委員

はい、9月3日午前に書類審査、現地調査の確認を行いました。メンバーは、齊藤会長、海老原委員、栗原委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。

受付番号1番、地図は4ページになります。現地は、福岡小学校の南に位置します。申請者は、自作地と借入地あわせて約64アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑、1筆63㎡を自作地への進入路として使用するため売買により譲り受けるものです。

続きまして受付番号2番、地図は5ページになります。現地は高速道路の北側に位置します。

申請者は、自作地と借入地あわせて275アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・陸稲・野菜を作付する農家です。申請地2筆3,681㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。まず議案第2号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい，飯泉委員。

1. 飯泉委員

2番ですが，女性の方からの申請とのことだが，従事者が2名ということで場合によって事務局に確認したいが，夫も一緒にやっていてこの土地だけ女性の方が買ったのか，それともトータルで，これだけの土地しか耕作していないのか，そのあたりはどうか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

夫と一緒に農業を行っており，妻の名義による土地もありますし，夫名義の土地もあります。世帯で自作地と借入地を合わせて275アールを耕作しております。申請時に伺ったところ実際には相対で借りて耕作していたもので，譲渡人から売りたいと要望があり，今回買うことになり，たまたま妻の名義で買うものです。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか，そのほかございますか。

ないようですので採決いたします。

議案第2号について，原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい，ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、          字                  番、地目は登記、現況とも畑、面積は1,395㎡、          字                  番、地目は登記、現況とも畑、面積は347㎡、合計2筆、1,742㎡でございます。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。7番菊地委員より報告をお願いします。

### 1. 菊地委員

はい、9月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、議案第1号で萱橋委員より報告のありました時と同じ6名で行いました。

受付番号1番、地図は7ページになります。現地は、東団地の北側に位置し、今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等を審査し、周辺の状況からみて、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると見込まれます。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると思いますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号について、ご質問のある方は挙手をお願いします。（挙手あり）

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、矢口委員。

### 1. 矢口委員

非農地証明について、許可する要件に面積は関係するか。



1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

面積による制限はありません。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。そのほかございますか。

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。8ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が1筆で、4,798㎡、畑が11筆で、14,448㎡、合計12筆、19,246㎡です。貸し手が6人、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和2年10月1日からとなります。

詳細につきましては、9ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第4号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

ないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第4号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

**1. 議 長 (齊藤会長)**

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

**1. 事務局 (大久保主査)**

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。10ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が2筆で、5,365㎡です。貸し手が1人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和2年11月1日からとなります。

詳細につきましては、11ページの農用地利用権設定計画一覧(農地中間管理事業)をご覧ください。説明は以上です。

**1. 議 長 (齊藤会長)**

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

ないようですので採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### 1. 事務局 (大久保主査)

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても12ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が2筆で、5,365㎡です。貸し手が1人、借り手が1人となります。

権利の設定開始は、令和2年11月1日からとなります。

詳細につきましては、13ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第6号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 1. 議長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件を、一括して事務局より報告願います。

## 1. 事務局（浅野補佐）

報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は14ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、福岡地区が1件、みらい平地区が2件となります。申請理由は流通施設建設のための売買が1件、自己住宅建築のための売買が2件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は15ページになります。今回の合意解約は1件となります。解約理由は、耕作者変更のためのものとなっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は16ページになります。今回の移動届は1件となります。申請理由は、携帯電話用無線基地局の敷地にするためのものです。報告は以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。